

短期入所生活介護 金沢春日ケアセンターのご案内

(令和6年6月1日現在)

事業所名	金沢春日ケアセンター		
事業の種類	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護保険事業所番号 1750180018	
事業所の所在地	石川県金沢市元菊町20番1号		
事業所連絡先	076-262-3300	管理者	松原 幹太
事業所の区分	併設型		
運営方針	1 事業所の従業者は、要介護者（要支援者）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。 2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。		
サービス内容	短期間入所していただき、次の介護サービスを提供します。入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話、機能訓練等		
利用定員	15名		
通常の送迎の実施地域	金沢市		
従業者の種類、員数	管理者1名、 医師1名（嘱託）、 生活相談員1名、 看護職員1名以上、介護職員6名以上、管理栄養士1名（本体施設と兼務）、機能訓練指導員1名（本体施設と兼務） ※上記員数には非常勤を含みます。		
緊急時等の対応方法	短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を行っているときに利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。		
協力医療機関	名称 金沢春日クリニック 所在地 石川県金沢市元菊町20番1号		
秘密保持	1 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を第三者に漏らしません。 2 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講じます。 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を、あらかじめ文書により得る。		

医療法人社団 仁智会 金沢春日ケアセンター

苦 情 相 談 窓 口		担当者： 松原 幹太（連絡先： 076-262-3300）			
第 三 者 評 価 の 実 施 状 況		実施無し			
利 用 料	保 険 対 象 ※地域区分単価（7 級地 1 単位 10.17 円）となっ ております	利用料 （多床室・個室（従来型個室）の場合）			
		1 日あたり	1 割負担	2 割負担	3 割負担
		要支援1	459 円	918 円	1,376 円
要支援2		571 円	1,141 円	1,712 円	
要介護1		614 円	1,227 円	1,840 円	
要介護2		684 円	1,367 円	2,051 円	
要介護3		758 円	1,516 円	2,273 円	
要介護4		829 円	1,658 円	2,487 円	
要介護5		899 円	1,798 円	2,697 円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ		23 円	45 円	67 円	
1 月あたり					
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1 か月あたりの合計金額（保険対象分）の 14%				
その他、療養食加算、送迎加算等を徴収するなどして利用料が異なる場合がありますので、詳しくはご相談ください。					
料	そ の 他 の 費 用	1 食費(1 食につき) 朝食：430 円 昼食：700 円 夕食：670 円（*） 2 滞在費(1 日につき) 多床室/2 人部屋 ：1,500 円 個室（従来型個室）：2,600 円（*） 3 タオルリース代（1 点につき）：100 円 4 電気代（1 日 1 点につき）（税込）：100 円 5 ご希望による提供する教養娯楽費 ：利用者負担説明書別紙参照 （*）印の項目につきましては、所得に応じて負担限度額が設定されておりますので、詳しくはご相談ください。			
	支 払 方 法	窓口での現金払いを原則とします。ご都合が悪く、銀行振込等でお支払いされる場合は、振込手数料をご負担いただきます。			
サ ー ビ ス 利 用 に 当 た っ て の 留 意 事 項		1 指定短期入所生活介護事業者（指定介護予防短期入所生活介護事業者）は、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。 2 指定短期入所生活介護事業者（指定介護予防短期入所生活介護事業者）は、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。			